

九州地方労働前隊規約事業

名 茲

第一條

構 成

第二條

目 的

第三條

事業

第四條

第五條

機 関

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

附 則

本隊は日本労働組合會議九州地方協議會の指導統制下にある前衛的機関として九州地方労働前衛隊と称す

本隊は日本労働組合會議九州地方協議會加盟団体青年部前衛隊その他を以て構成す

本隊は日本労働組合會議九州地方協議會の目的事業の達成とその健全なる発展の前衛的任務の貫徹を期す

本隊は第三條記載の目的達成のため次の事業を行ふ

一 構成員間の融和、協力、統制の促進

二 日本労働組合會議九州地方協議會の諸事業を遂行する最前線の諸闘争

三 未組織労働者に対する組織運動

本隊に次の機関を置く

大會 部長會議 評議員會

大會は本隊の最高決議機関として毎年一回之を開會す

部長會議は本隊の執行機関として大會評議員會の決議事項並本隊の目的事業の遂行に當るものとす

評議員會は大會に次ぐ本隊常備決議機関として大會に對しての責を負ふものとす

大會 部長會議 評議員會の召集成立 議事表決の規程は日本労働組合會議九州地方協議會の大會本員會の規約に準ず

本隊に隊長一名、副隊長二名、會計五名、會計監査三名、部長六名、評議員若干名を置く

本隊の隊長、副隊長、會計、會計監査部長は大會に於て選挙しその任期は次期大會までとす

評議員は加盟団体より二名以上五名を夫々推薦選挙するものにして、任期は次期大會までとす

評議員の欠員は當該団体より補充し補欠評議員は前任者の任期を勤めるものとす

本隊の役員は再選を許す

本隊に庶務部、教育部、論議部、調査部、連絡部、宣傳部を置く

顧問は本隊の一切の會議に出席し、容許の上参加し意見を開陳するを得、其の職務は本隊の目的達成の爲めとす

加盟団体の義務、會議、會計、爭議、加盟、脱退

本隊加盟団体の義務、會議、會計、爭議、加盟、脱退に関する規定は日本労働組合會議九州地方協議會の規約第十條乃至第十二條の規定を準用す

本規約は昭和十年二月十日より施行す

本規約は大會の三分の二以上の多数賛同を得るれば改正するを得す

以上